

三次市会計年度任用職員受験案内

職種の概要	<p>保育所事務員</p> <p>酒屋保育所での事務事業遂行のため、必要な保育所事務を担う人員を確保する目的で設置する職であり、業務の遂行や資料作成等の一般事務のほか、保育所 ICT 化に関する事務、保育士の作業補助、電話・来客対応も担います。</p>
募集人数	フルタイム：若干名
申込受付期間	<p>令和5年2月20日（月）午前8時30分から</p> <p>令和6年1月26日（金）午後5時15分まで</p> <p>※人員が充足次第、受付を終了します。ただし、年度途中に当該職の欠員等が生じた場合、再度募集を行うことがあります。</p>
業務内容	パソコンを使用した書類作成等、保育士の作業補助、窓口・電話対応ほか
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <p>1 令和5年度中において選考後速やかに採用可能である人</p> <p>2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人</p> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
受験手続	<p>1 提出書類</p> <p>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>(2) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、84円分の切手を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。</p> <p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（保育所事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。</p>
試験	<p>面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）</p> <p>※日時・場所については、受験申込者に別途連絡します。</p>

審査・合格～採用	審査	合否については、面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日以降、随時採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の 取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。	
主な勤務条件	任用期間	任用日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市酒屋保育所
	勤務時間	午前8時30分～午後5時 ※休憩時間45分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3） ※振替有
	休暇制度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（行政職給料表1-17号給）月額164,500円 ※月途中の採用の場合，採用月は日割計算して支給します。
	手当制度	時間外勤務手当，休日勤務手当，通勤手当，期末手当ほか ※月途中の採用の場合，採用月の通勤手当（費用弁償）は支給しません。 ※期末手当は，基準日に在職していること等の一定の要件を満たす場合に支給します。
	福利厚生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等 ※雇用保険は1か月を超えて任用する場合に，健康保険・厚生年金保険は2か月を超えて任用する場合に加入します。 ※フルタイム勤務者が一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し，市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服 務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市子育て支援部子育て支援課保育係（市役所東館2階） TEL 0824-62-6147 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の8：30～17：15（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。